政　令

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

行政機関職員定員令等の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第一条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、五四九人」を「一四、五五五人」に改め、同表合計の項中「二九九、四五二人」を「二九九、四五八人」に改める。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この政令による改正後の」を削り、同項の表内閣府の項中「一四、五七七人」を「一四、五八三人」に改め、同項の前に次のように加える。

内閣の機関	令和三年一月三十一日までの間	一、三四三人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。

附則第二項の表文部科学省の項の次に次のように加える。

厚生労働省	令和三年一月三十一日までの間	三一、八六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　令和三年一月三十一日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「六十六人」とあるのは「七十三人」と、同項ただし書中「四十七人」とあるのは「五十四人」とする。

附則に次の一項を加える。

7　令和三年一月三十一日までの間における第八条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項中「八十九人」とあるのは「百一人」と、同項ただし書中「二十四人」とあるのは「三十六人」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第三項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の四　センターは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の四の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五条第三項中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　安倍　晋三